

# 寄付金減税措置のご案内

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

本学に寄付された場合、特定寄付金の、(1) 特定公益増進法人寄付金、または、(2) 財務大臣指定寄付金として税制上の優遇措置(寄付金控除)が受けられます。

- (1) 本学は、所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人の指定を受けています。
- (2) 本学では、法人税法第37条第3項第2号に基づく指定寄付金として、受配者指定寄付金の制度が利用できます。受配者指定寄付金とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者(企業等)が指定した学校法人へ寄付していただく制度です。

## 個人の場合

### (1) 特定公益増進法人寄付金

#### ■寄付金控除の内容

課税所得額からの控除(所得控除)、または所得税額からの控除(税額控除)、いずれかの選択となります。(裏面参照)

【所得控除】 年間にご寄付いただく金額(所得の40%が限度)が2千円を超えた場合は、2千円を超えた分について、その年の課税所得額から控除されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{寄付金額} \\ \text{(年間所得合計額の} \\ \text{40\%が限度)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{2,000 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array}$$

【税額控除】 年間にご寄付いただく金額(所得の40%が限度)が2千円を超えた場合は、2千円を超えた分について、40%相当額が所得税額から控除されます。但し、所得税額の25%が限度です。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{寄付金額} \\ \text{(年間所得合計額の} \\ \text{40\%が限度)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{2,000 円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{40\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \text{(所得税額の25\%が限度)} \\ \hline \end{array}$$

#### ■減税の手続き

ご寄付いただいた翌年の確定申告期間中に、本学が発行する「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」あるいは「税額控除に係る証明書(写)」を添えて、所轄税務署に確定申告をしてください。

※個人住民税も減税の対象となる場合がございます。(詳細は裏面をご覧ください)

## 法人の場合

ご寄付いただく金額が、当該事業年度の損金に算入されますが、寄付金によって内容が異なります。

### (1) 特定公益増進法人寄付金

#### ■寄付金控除の内容

寄付金額のうち、一般寄付金の損金算入限度額と特別損金算入限度額の合計金額までが損金に算入されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{一般損金算入限度額} \\ \text{資本金} \times 0.0625\% + \text{当該年度所得} \times 0.625\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{特別損金算入限度額} \\ \text{資本金} \times 0.1875\% + \text{当該年度所得} \times 3.125\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{損金算入限度額} \\ \hline \end{array}$$

#### ■減税の手続き

法人税申告時に、本学が発行する「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書(写)」が必要となります。

### (2) 受配者指定寄付金

#### ■寄付金控除の内容

寄付金全額が当該事業年度の損金に算入されます。

#### ■減税の手続き

法人税申告時に、日本私立学校振興・共済事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。

(注) ご寄付いただいた後の事業団への送金等手続きは本学にて行ないます。事業団の着金日が寄付金の受領日となり、「寄付金受領書」は事業団から本学へ届き次第お送りいたしますが、これらの手続きには2か月程を要しますのでご了承ください。事業年度の決算月の2か月前までにお手続きいただけますようお願い申し上げます。

## 団体の場合

法人格のない団体は、減税措置は受けられません。

## 寄付金控除により減額される所得税の目安(減額は目安ですのでご参考としてご覧ください。)

課税所得金額		寄付金額			
		10万円	50万円	100万円	500万円
300万円	所得控除	9,800	49,800	99,800	112,400
	税額控除	39,200	50,600	50,600	50,600
500万円	所得控除	19,600	99,600	199,600	369,800
	税額控除	39,200	143,100	143,100	143,100
1000万円	所得控除	32,400	164,400	329,400	991,100
	税額控除	39,200	199,200	399,200	441,000
1500万円	所得控除	32,400	164,400	329,400	1,649,400
	税額控除	39,200	199,200	399,200	853,500

※便宜上、総所得額と課税所得額を同額とみなしております。  
所得税の税率は、平成28年度現在の法令等によっています。

## 大阪府にお住まいの方の個人住民税の寄付金税額控除

大阪府民の方が本学に対して行った寄付金は個人府民税の所得割の税額控除の適用を受けることができます。  
加えて個人市町村民税の税額控除も適用される市町村もあります。

### ■個人府民税控除の内容(大阪府条例指定分)

$$\left( \begin{array}{c} \text{寄付金額} \\ \text{(年間所得合計額の} \\ \text{30\%が限度)} \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times 4\% \text{(府民税)} = \text{府民税控除額}$$

### ■個人市町村民税控除の内容(市町村条例指定分)※全ての市町村が対象ではありません。

$$\left( \begin{array}{c} \text{寄付金額} \\ \text{(年間所得合計額の} \\ \text{30\%が限度)} \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times 6\% \text{(市町村民税)} = \text{市民税控除額}$$

※大阪市・堺市では控除率が府民税2%、市民税8%に改められることになっております。

大阪府のホームページでは平成28年3月31日時点で、下記の34市町村が税額控除を実施していると発表されております。減税対象となる条件は各市町村で異なりますので、詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

### ■減税の手続き

ご寄付をいただいた翌年の確定申告において個人住民税の控除についても併せて申告することができます。  
所得税の控除を受けず住民税の控除だけを受ける場合は、お住まいの市町村へ個人住民税の申告が必要となります。

## 大阪府以外にお住まいの方の個人住民税寄付金税額控除

個人住民税の寄付金税額控除につきましてはお住まいの市区町村へお問い合わせください。